

Checkしてる？

今年の最低賃金

…都道府県ごとに毎年見直しされています。
しっかり確認して、楽しく一所懸命に働ける
よりよい職場にしていきましょう！

2024年11月1日から徳島県の
地域別最低賃金は
980円時給

午後10時～午前5時に勤務する場合
深夜割増25%を加算

深夜勤務の場合、少なくとも深夜割増25%が加算されます。
この他にも、時間外割増や休日割増が加算されるケースも
あります。詳しくは、連合へご相談ください。

知らなかった
なんて…



Check! 最低賃金は、パートタイマーや学生バイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、原則すべての労働者に適用されます。

Check! 会社は、最低賃金額以上の賃金を支払う義務があります。違反には罰金も！

Check! 最低賃金額を下回る賃金は法律違反となり、下回った場合は差額を請求できます。



「ちょっと不安」と思ったら、すぐになんでも労働相談ホットラインへ

労働相談チャットボット
「ゆにぼ」



日本労働組合総連合会徳島県連合会 (連合徳島)

0120-154-052



<https://tokushima.jtuc-rengo.jp/>

連合徳島

〒770-0942 徳島県徳島市昭和町
3丁目35-1 労働福祉会館6階



あなたの最低賃金

今すぐチェック!

1 確認

給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当（精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く）です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象 基本給 + 諸手当

対象外 一時金（ボーナス）/ 残業代 / 精皆勤手当
通勤手当 / 家族手当 / その他臨時の手当

2 比較

1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。就業規則や契約書等からわかります。それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

✓ **時給の人** 時給額 そのままで OK !

✓ **日給の人** 日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

✓ **週給の人** 週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

✓ **月給の人** 月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

✓ **歩合給の人** 連合「**なんでも労働相談ホットライン**」にご相談ください

3 相談

自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合へ相談し、組合から経営者に申し入れをしましょう
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ホットライン」へ電話してみましょう
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります

あなたは大丈夫？
ウェブでチェック!

「最低賃金よりも低いかも?」「おかしいな?」と感じたら...
なんでも労働相談ホットラインへ!

